

## 名勝地調査費国庫補助要項

平成27年4月1日  
文化庁長官決定  
令和2年4月1日  
令和3年4月1日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、全国各地に所在する消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費について、国が補助を行う場合の必要事項を定めるものである。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象は、次に掲げる名勝地の調査に係る事業とする。

- (1) 名勝地を特定するために行う総合調査
- (2) 個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査

### 4. 補助対象経費

次に掲げる経費を補助対象とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
  - ア 調査経費
  - イ 調査報告書等制作経費
- (2) その他の経費
  - 事務経費

### 5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。  
なお、過疎法附則第5条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。
- (3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
名 主 た 勝 る 地 事 調 業 査 費 事 業	調査経費	調査費	給 与 報 酬 職員手当等 共済費 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 需用費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 〇〇傷害保険料 調 査 謝 金 委 員 謝 金 原稿執筆謝金 〇 〇 謝 金 普 通 旅 費 費 用 弁 償 特 別 旅 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 〇〇調査委託費 〇〇委託費 器具借上げ 借料及び損料 印 刷 製 本 費	重量物取扱や高所作業等 を伴う調査の場合    調査旅費 会計年度任用職員を含む 外部調査員等旅費  文具、写真フィルム等  写真現像焼付  調査の一部を委託する 場合  調査用機器の借上げ  調査報告書印刷 データファイル制作
	調査報告書等制作経費				
その 他 の 経 費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 通 信 運 搬 費	事務連絡旅費 文化庁指導監督旅費